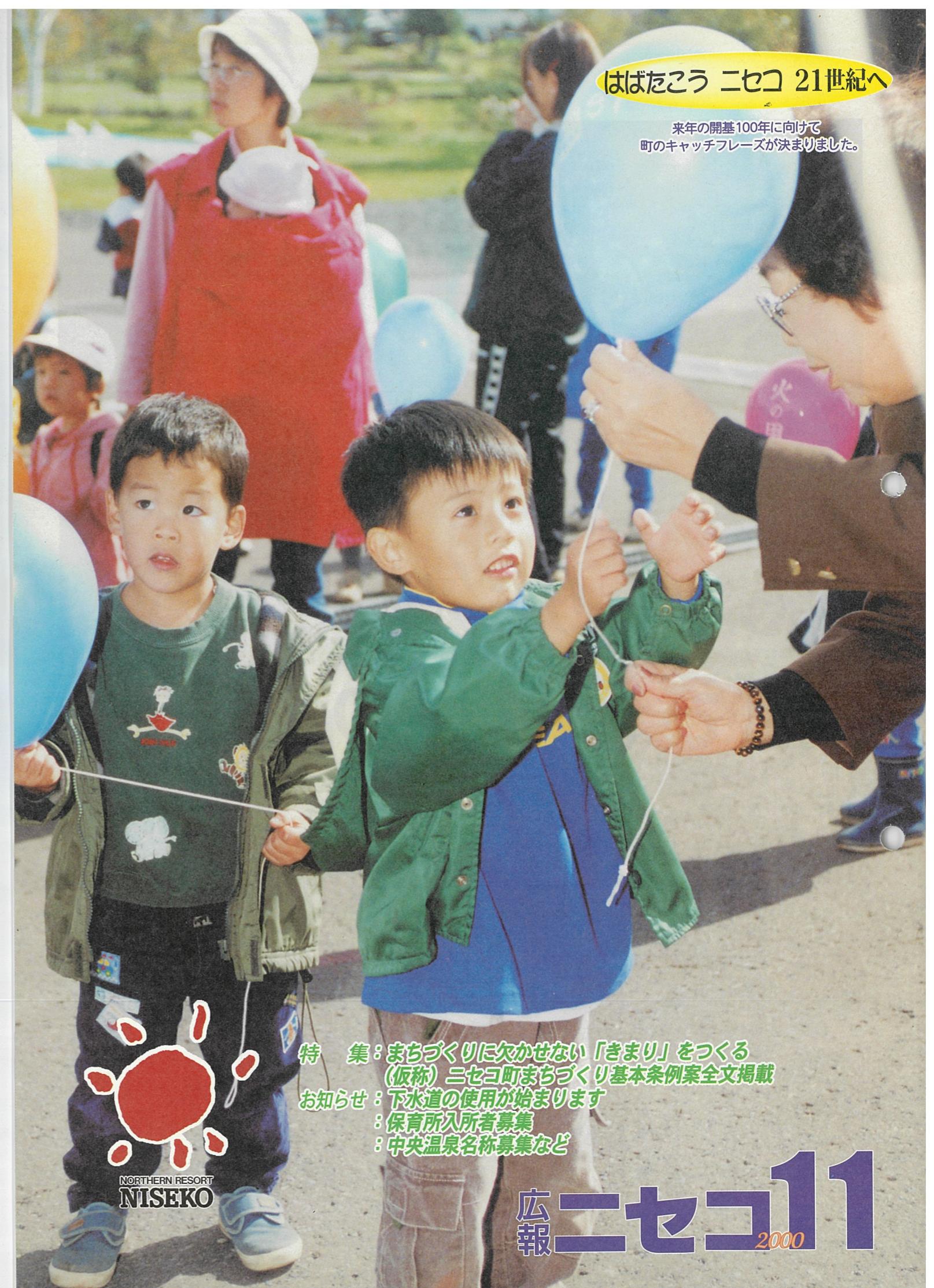


はばたこう ニセコ 21世紀へ

来年の開基100年に向けて
町のキャッチフレーズが決まりました。

特集：まちづくりに欠かせない「きまり」をつくる
(仮称)ニセコ町まちづくり基本条例案全文掲載
お知らせ：下水道の使用が始まります
：保育所入所者募集
：中央温泉名称募集など

広報ニセコ11
2000



(以下「基本条例」といいます) とは何なのか
次の三つの視点でお伝えします。

(一) 基本条例は私たちの権利を保障するもの
まちづくりは、私たち町民が主役。基本条例
は、まちづくりの仕組みを制度化し、まちづくり
に参加しようとする私たち町民の権利を保障
する条例です。

(二) 情報共有と住民参加が基本条例の柱
町ではこれまで、私たち町民と役場が意見交
換をし、同じ情報を持ち、お互いの意思を通わ
せた中で仕事を進めることを大切に考えてきま
した。このお互いの意思疎通を「情報共有」。意
思疎通をし、情報を持っている町民と役場が共

(仮称)まちづくり
基本条例案とは何か

基本条例案とは何か

町では協議を重ねて、来月の十二月議会定例会にこの条例(案)を提案し、審議をいただく予定で準備を進めています(条例の先頭についている「第一〇〇一」などの番号は、仮の番号です)。

長崎口語卷合編

（仮称）二セコ町まちづくり 基本条例（案）

(假称)二七〇四
基本条例(案)

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 第一回 前文（要旨） | 第一章 第二章 まちづくりの基本原則 |
| | 第二章 情報の共有化の推進 |
| | 第三章 住民参加の推進 |
| | 第四章 コミュニティの役割 |
| | 第五章 町の役割と責務 |
| | 第六章 まちづくりへの協働過程 |
| | 第七章 財政 |
| | 第八章 まちづくりの施策の評価、意見・要望への対応及び権利救済等 |
| | 第九章 意見・要望への応答及び権利救済手続の教示 |
| | 第一節 町民投票制度等 |
| | 第二節 法令に規定する直接請求権の保障 |
| | 第三節 行政手続きの法制化 |
| | 第四節 条例等の制定手続 |
| | 第五節 自治体連携等 |
| 第十章 第十一章 この条例の検討及び見直し | 障 |
| 第十二章 | |

わだしたち町民が主役としてまちづくりの諸活動に参加することを宣言し、参加の仕組みを制度として確立する。

(二七) 町は、町民はもとより観光客や農産物消費者、自然愛好家など、全国各地の人々の支援のもと今日まで発展してきた。今後も各方面からのまちづくりへの参加を歓迎し、その成果を互いに享受する。

三 町のめざす姿

わたしたち町民は、自治を基本に自主性と自立性を持ち、個性豊かで活力に満ちた地域社会「ニセコ」の実現をめざす。

第一章 目的

(目的)

第一〇〇一 この条例は、わたしたち町民がまちづくりのために行う参加が将来にわたって制度として保障されることを明らかにし、まちづくりを進めるための基本的な事項を



うづくりに欠かせない 「きまり」をつくる

その2

「条例」と聞くと、みなさんはどうのような印象を持つでしようか。「何だか知らないが難しいもの」「私たちの生活をしばりつけるもの」「私たちには全然関係ないもの」あるいは「私たちの権利を守るもの」……。

日々の生活は、いろいろな決まりの中で嘗
まれています。

りをするための「きまり」をつくる準備をしています。

現在のところ、この「まちづくり」を「個別」まちづくり基本条例(案)とよんでいます。この条例(案)は、今年の十二月議会に提案

する予定です。
そこで、今回は、現在までできあがつてい
るこの条例の素案を掲載します。この条例の

理念や必要性、条例で町はどうなるか、などをお知らせします。みなさんのご意見をお聞

かせいただきたいと思います。
ご意見をもとに、少しでも良いきまりにしていきたいと考えています。



五人以上の人人が集まれば、町長などが指定された場所に出向いて、町の課題などを話し合う「まちづくりトーク」、来年度予算の要望を聞いたり、町の課題などを話し合うため、各地区十三会場で開いている「まちづくり懇談会」などです。

基本条例・いくつかの論点

この条例案を話し合ってきた経過の中で、特に時間がかかった条文がいくつもあります。

● 大切にすることを前文・目的で宣言する

ニセコ町はまちづくりを行うとき、何を大切にするのか。私たち町民の考えが町をつくり、町を動かすという「住民自治」を条文にします。(掲載した前文と目的は、まだ要旨の段階で、条文になつていません。これから条文を作成します)。

● 子どもたちの参加の権利保障 (第四〇〇二)

基本条例では、小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに、青年は青年なりにその年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持つています。

それは、大人が決めたことも、すぐに子どもたちの環境や未来にはね返るからです。でも、子どもに理解できない会議に参加する権利を保障しようという、極端な発想ではありません。『町の将来を絵にしてみる』、自分たちの理想の学校を語り合ってみるなど、その年齢なりに参加の機会が保障されるよう、町は配慮すべきだと考えました。

● 町民の権利と義務 (第四〇〇三)

この条例は、主に私たち町民の権利が保障された内容になっています。しかし、私たちも自らの発言や行動には当然責任があります。私たちには私見に固執せず、総合的な視点で意見を言い、まよつては支援しようと考えています。

● 町長は宣誓する (第六〇〇二)

町長や助役・収入役・教育長は就任時に、「公正に仕事に取り組む」ことをこの条例を通じ、私たち町民に宣誓します。

● 役場の職員の役割 (第六〇〇四一)

地方自治法では役場職員は、町の「補助機関」とだけ定められています。

しかし、職員自身も町民であり、まちづくりの手であることを認識し、みんなで守り育て、場合によつては支援しようと考えています。

町長や助役・収入役・教育長は就任時に、「公正に仕事に取り組む」ことをこの条例を通じ、私たち町民に宣誓します。

● 住民参加の最後の手段。町民投票 (第九〇〇六)

議論のないままの町民投票は、間違った結果を残しかねません。町民投票の前には徹底的な議論が必要だと考えていました。また、全国で行われる住民投票は、その結果の取り扱いが曖昧です。町では、町民投票を行う場合は、投票の前に結果の取り扱いを明確に公開でないと考えていました。町ニセコ町以外の人々との連携 (第一〇〇〇一) 町は、さまざまな形で近隣の地域と連携し、ま

ならない。

(審議会等への参加)

第六〇〇五 町は、審査会、審議会、調査会などの附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

第七章 まちづくりへの協働過程

(計画過程等への参加)

第七〇〇一 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

二 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

(一) 政策発生源の情報

(二) 代替案の内容

(三) 他自治体等との比較情報

(四) 住民参加の状況

(五) 政策の根拠

(六) その他必要な情報

(七) 計画の策定等における原則

第七〇〇二 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する)は、この条例の目的及び趣旨にのつとり、策定され、実施され、検討が加えられなければならない。

二 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(一) 法令又は条例に規定する計画

(二) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

三 町は、前一項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、計画の実施に当たってはこれらの事項を配慮した進行管理に努めなければならない。

(一) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

(二) 前号の仕事に要する費用及び期間

(三) 計画策定の手続

第七〇〇三 町は、まちづくりの施策に関する計画のうち総合計画で重点計画として指定するもの(以下「重点計画」という)の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

(一) 計画の概要

(二) 計画策定の日程

(三) 予定する町民参加の手法

(四) その他必要とされる事項

(五) 計画の概要

(六) その他の必要な情報

(七) 予定する町民参加の手法

(八) その他必要とされる事項

(九) 予定する町民参加の手法

(十) その他必要とされる事項

(十一) 予定する町民参加の手法

(十二) その他必要とされる事項

(十三) 予定する町民参加の手法

(十四) その他必要とされる事項

(十五) 予定する町民参加の手法

(十六) その他必要とされる事項

(十七) 予定する町民参加の手法

(十八) その他必要とされる事項

(十九) 予定する町民参加の手法

(二十) その他必要とされる事項

(二十一) 予定する町民参加の手法

(二十二) その他必要とされる事項

(二十三) 予定する町民参加の手法

(二十四) その他必要とされる事項

(二十五) 予定する町民参加の手法

(二十六) その他必要とされる事項

(二十七) 予定する町民参加の手法

(二十八) その他必要とされる事項

(二十九) 予定する町民参加の手法

(三十) その他必要とされる事項

(三十一) 予定する町民参加の手法

(三十二) その他必要とされる事項

(三十三) 予定する町民参加の手法

(三十四) その他必要とされる事項

(三十五) 予定する町民参加の手法

(三十六) その他必要とされる事項

(三十七) 予定する町民参加の手法

(三十八) その他必要とされる事項

(三十九) 予定する町民参加の手法

(四十) その他必要とされる事項

(四十一) 予定する町民参加の手法

(四十二) その他必要とされる事項

(四十三) 予定する町民参加の手法

(四十四) その他必要とされる事項

(四十五) 予定する町民参加の手法

(四十六) その他必要とされる事項

(四十七) 予定する町民参加の手法

(四十八) その他必要とされる事項

(四十九) 予定する町民参加の手法

(五十) その他必要とされる事項

(五十一) 予定する町民参加の手法

(五十二) その他必要とされる事項

(五十三) 予定する町民参加の手法

(五十四) その他必要とされる事項

(五十五) 予定する町民参加の手法

(五十六) その他必要とされる事項

(五十七) 予定する町民参加の手法

(五十八) その他必要とされる事項

(五十九) 予定する町民参加の手法

(六十) その他必要とされる事項

(六十ー) 予定する町民参加の手法

(六十ーー) その他必要とされる事項

(六十ーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー) その他必要とされる事項

(六十ーーー) 予定する町民参加の手法

(六十ーー) その他必要とされる事項

(六十ーーーーーーーーーー

「自ら売る」と意識した農業



輝いてるね、この人 No.59

農産物販売促進委員会代表
大道 和彦さん(ニセコ親交会)

万人のお客さんが来てくれる。ここを利用しない手は無いよ。観光や、商店と協力する農業が今後のカギだと思うね。商店街での農産物直売もやってるけど、これからも、いろんな商店のレポートが載ってた

と協力して開催したい。

それと、先月の広報で、

学生のレポートが載ってた

よね『ニセコにはへんな人が多い』って。僕もそう思

う。そんな人が協力しあえ

ば大きな力になるよ。そこ

がニセコの良いところだし、

好きなところだね』。

ニセコ綺羅街道沿いの商

店の軒先に並ぶ大きな大き

なカボチャたち。このカボチャは、町内の農業後継者で組織するニセ

コ町農業青年会(佐藤喬代表)が生産したもので、毎年

品評会を開催しています。

五年目となる今年の品評会は九月十九日行われ、久

保昌洋さん(里見地区親交

会)が過去四回の記録を大

幅に上回る百九十五キロで見

事第一位になりました。綺

羅街道に並んでいるのはこ

の品評会に出品した作品。

農業青年会では、世界大

会に出品した芦別市の農家

から種を購入するなど、毎

年、研究を重ねています。

「今の若い者はだらしがない」とはよく聞くが、大道さんから開口一番に出た言葉は「今の若いヤツは大したもんだ」だった。

農家にとって「作るだけ

だつた農産物。そこへ「自ら売る」という意識を持ち込んだ農産物販売促進委員会という組織。大道さんは、今年六月からこの会の代表をつとめる三十八歳。本人も十分に若いが、彼がほめるのは、直売などで一緒に活動をする十代、二十代の農業青年たちのこと。

「彼らは、農業に対する

前向きな気持ちがある。僕が若いころは、農作業をサポートすることしか考えてなかつたよ。空を見ながら、雨降る事はないかなってね」。

なぜ、やる気が違うの?

「僕のイメージは、農家といえど農作業。今は、農家自身が作ったものを売る

ことも考えるようになつた。これが大きいと思う。例えば、我が家ではビューラ

ザにも出店してるけど、あの活動は農家の意識を大きく変えたと思うね」。

今後は、どんな農業を? 「ニセコには年間百四十

日が暮れるのが早くなりました■薄暮時(夕ぐれ)には早め早めのブレーキとライト点灯で安全運転

屈託のない笑顔。後輩を「大したもの」とほめ、引き立てるようとする先輩のふとこ

ろの深さ。そんなことが印象に残る話しだった。

乐园の深さ。そんなことが印象に残る話しだった。

乐园の深さ。そんな

初めてのシーズン

秋も深まって、そろそろ冬支度の心配をする季節になりました。自転車も片付けなければなりませんね。

実は、今年の春、ようやく自分の自転車を手に入れました。二年くらい前から春になるとほしかったのですが、買うまでに至らず、毎年雪が降っていました。

町中の用事たしをするのに歩くには少し遠く、車で行く距離でもない。ああ、自転車があれば…と。

デスクワークが多い私には、少しでも運動不足解消になれば、もしもかしたらシエイプアップになるだろうなどと考えて、電動ではなく、(予算もありませんでした)三段切替のもの。

(ニセコは山坂が多いから、切替がいいとお店で勧められて)いざ乗つてみると自分の体力のなさもさることながら、坂の多いことに驚きました。車で移動しているうちに気付かないこと

でした。末っ子の保育所の送迎には二十キロを超えた子どもを後ろに乗せ、坂を上って着くころには息切れがして大変です。十分すぎるエイトになります。でも、下り坂の爽快感は何にも変えがたいのです。年長なので今年限りの送迎ですが、上の子たちにはなかつた時間がありました。

車に乗るのは簡単なですが、この町中に住んでいて、何も車で行かなくてでも乗つてみようかなと思えるようになつた初めてのシーズンでした。(そのかわり、歩かなくなりましたが…)

(本通 女性)

また来年、春になつたら自転車をだそうと思います。

(町民総合窓口課長 福田 房三)

町民総合窓口課広報広聴係まで
☎44-2121
Fax44-3500

学校祭

会計 松田 智子

九月二十三日から三日間、第六回学校祭を行いました。

オープニングセレモニーでは、執行部で「ニセコ連

山太鼓」を披露し、会場の雰囲気を盛り上げました。

今回の新企画では、カラオケ、弾き語りなど町民の

参加を募り、ステージ活動を工夫するなどして、地域とのコミュニケーションを深めることができました。

クラス展示は、「バリバリセンティカル」

SEKO



「y」をテーマに制作。プロジェクト展では、機関誌をもとに過去から現在までのプロジェクト内容を掲示。そのほか、生活班の試食アシケートなどを行いました。今回、展示や投票、アトラクションに参加していただいた一百三十余名みなさま、誠にありがとうございました。

ニセコ高校では、コンピュータも新たに導入され、学校祭でも活用しましたが、現在課題研究のプレゼンテーションなど異なる活用を試みています。

図書館への夢を語ろう⑦

「どんな図書館がいいかな?」

200X年、○月、△日 日記より。
買い物の後、図書館に寄ってみる。
新聞の書評で評判の良かった新刊が早くも入っている。
今まで読んだことのない作家だけど、司書の方の「おすすめコーナー」にあった本も借りる。それに夕食のこんだてのお助けのため、雑誌の料理のページをコピー。
前から知りたかった花の種の情報を探してインターネットで取り寄せる。
いろいろ出来て満足。満足。
これで日曜日も開いていたらもっといいな。
来週はどんな本と出会えるかな。
そんな図書館がいい。(森 郁子)

図書アジャスト俱楽部

●問合せ/平野紀代子 ☎58-2584

二セコ俳句会

虫たちの オーケストラの幕が聞く
十五夜の 月は雲間にかくれけり
幼な友 旅立つ黄泉や秋時雨

十六日供物流して隣人に感謝しながらホット安堵す
雨音に寝むれぬ夜は短歌でも詠もうと指を繰返し折る
齊藤 敬子

十六日供物流して隣人に感謝しながらホット安堵す
雨音に寝むれぬ夜は短歌でも詠もうと指を繰返し折る
齐藤 敬子

二セコ短歌会

蒼天に機材つり上ぐクレーンはキリンの首のごとく動きぬ
大道 志保
河瀬 ヨシ
林 和子
小池 豊子
ミヨ

おはなしの会からのお知らせ

今月のおはなしの会は

- 日 時/11月9日(木) 2時15分から3時15分
- 場 所/町民センター2階図書室内“絵本のひろば”
- 内 容/絵本でゲーム!
- 問合せ/佐々木真理 ☎44-2098

子どもたちに本のおもしろさを知ってもらいたい、一日の遊びの中の一つとして本を開く時間が少しでも持てたら…。

そんなお手伝いができたら嬉しい「おはなしの会です」。メンバーは、いつでも募集中。気軽にいらしてください。

サークル紹介

ニセコハンドベルサークル

ハンドベルは、一つの音楽をみんなでつくりあげる楽しさと、充実感があります。気軽に見学に来てください。

●練習日/毎週木曜日 午後7時から
●場 所/町民センター
●会 員/現在12人
●会 費/月500円
●入会に当たって特に必要なものはありません。

環境にやさしい活動がしたい!

報

情

くらしの

NISEKO

10月11日、羊蹄山に平年より12日、昨年より8日遅い初冠雪。足早に過ぎ去る短い秋に代わり、近づく冬の足音が聞こえてきます。気温もめっきり寒くなりましたね。体調には気を付けてお風邪など召さないように。

ご協力下さい

下水道の使用上の注意 7か条

台所所のごみや廃油を流さない

野菜くずや残飯、天ぷら油などは排水管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させる原因になります。また、ディスポーザー(食品ケズ粉碎機)も詰まりの原因となるため、使用しないでください。

水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けない紙、紙おむつ、タバコ、ガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因になります。また、汚物を流す水量を極端に少なくすると詰まりの原因になります。

ガソリン、シンナー、石油、アルコールなどの危険物を流さない

揮発性の高い危険物は、気化すると瞬間に大爆発を起こして思わぬ大惨事を招く恐れがあります。

土砂や廃油、木片や布きれなどの廃棄物を捨てない

管きょうやますが詰まったり、ポンプ場が故障したりする原因になります。

マンホールのふたは開けない

なかに吸い込まれたり、知らないで落ちることがあって危険です。

洗濯には無リン洗剤の使用を

合成洗剤や中性洗剤は処理場の機能を低下させるため、洗剤は無リン性のものをお使いください。

排水管の近くには植樹をやめましょう

排水管に樹根が侵入して詰まりや破損の原因となります。

下記の表は1か月の下水道料金です。この金額とは別に、水道料金は今までどおりかかります。支払いは口座振替を利用すると便利です。

下水道使用料		
種別	水量	料金
一般用	基本料金 10立方メートルまで	1,630円
	超過料金 1立方メートル増す毎に	150円
営業用	基本料金 20立方メートルまで	2,950円
	超過料金 1立方メートル増す毎に	150円
浴場用	基本料金 30立方メートルまで	1,630円
	超過料金 1立方メートル増す毎に	60円

※事業者名は順不同です

都合で病院が変更になる場合があります。
お出かけ前に確認してください。

平日の夜間当番病院

- 診療受付時間／午後5時から午後7時
月 さとう内科医院 (俱知安) 22-6122
- 火 西村外科胃腸科 (俱知安) 22-3133
- 水 中川クリニック (俱知安) 22-1707
- 木 植田整形外科 (俱知安) 22-1386
- 金 山本内科消化器医院 (俱知安) 22-2151

● 診療受付時間／土曜：正午から午後5時 日曜・祝日：午前9時から午後5時
3日 文化の日 俱知安厚生病院 (俱知安) 22-1141
4日 土曜 日留寿都診療所 (留寿都) 46-3774
5日 日曜 日俱知安厚生病院 (俱知安) 22-1141
11日 土曜 日真狩国保診療所 (真狩) 45-2234
12日 日曜 日蘭越診療所 (蘭越) 57-5424
18日 土曜 日俱知安厚生病院 (俱知安) 22-1141
19日 日曜 日俱知安厚生病院 (俱知安) 22-1141
23日 勤労感謝の日さとう内科医院 (俱知安) 22-6122
25日 土曜 日昆布診療所 (蘭越) 58-2203
26日 日曜 日俱知安厚生病院 (俱知安) 22-1141

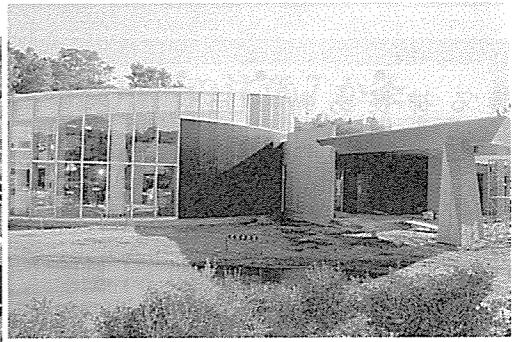
温泉の名前を募集

中央地区温泉施設の名称を募集します。

町では、町民の健康増進と地域の活性化を目的に字中央通（JRニセコ駅前）に温泉施設を建設中です。

この施設が町内外に広くPRされ、多くのみなさんに親しまれる施設となることを願い、名称をみなさんから募集します。ふるってご応募ください。

- 応募方法／応募用紙は役場企画観光課に用意しています。官製ハガキ、ファックスで応募される場合は、施設の名称とその理由、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、企画観光課商工観光係（四四一・二二二一）を贈呈。
- 選考委員会で最優秀賞（最優秀賞三万円、優秀賞一万円）を贈呈。
- 応募期限／十二月三十日（木）
- 担当＝中川・折内



▲来年3月に完成し、開設準備後の6月にオープンを予定しています。すてきな名前をつけてくださいね。

お知らせ

まちづくり懇談会を開催しています

町政に対するご意見、ご要望を話し合いませんか。みなさんのご意見をもとに来年度の予算づくり作業に入ります。全会場に町長

や担当課長が出席し、お話を伺います。

地域ごとの日程（左表）を決めていますが、どの会場に来られても結構です。

ぜひお近くの会場にお越しください。
●問合せ／町民総合窓口課（四四一・二二二一）担当＝山本・青木・福田

開催日時	開催場所	参集範囲
11月8日(水) 19:00～21:00	宮田小学校	宮田・小花井・黒川・富川地区
11月13日(月) 19:00～21:00	中央連合町内会館	中央1～7・芙蓉会・王子地区
11月14日(火) 19:00～21:00	西山集会所	西山・北栄1・滝台・東山地区
11月15日(水) 14:00～16:00	ニセコいこいの村	温泉・モイワ・レイトン・北栄2・ペンション村 東山ペンション・アンヌプリ・ローヤル・東山 の丘地区
11月15日(水) 19:00～21:00	ニセコ地区会館	ニセコ親交会（ニセコ・尾の上・藤山地区）
11月16日(木) 14:00～16:00	福井地区センター	福井・板谷・相馬地区
11月16日(木) 19:00～21:00	近藤地域 コミュニティーセンター	近藤親交会地区（共栄・光栄・東・豊里）
11月17日(金) 19:00～21:00	ニセコ町民センター (和室・羊蹄)	羊蹄・羊蹄1・本通1～11・しらかば・富士見・ 本通団地・富士見団地・新有島団地 有島団地・羊蹄団地・望羊団地・コーポ有島・ さくら団地・ハイツ地区・ほか町内全域



- 問合せ／消防ニセコ支署（四四一・二三五四）におかけください。
- 一一九番通報は、あわてず落ち着いて、場所や状況を詳しくはつきりと話しましょう。
- 問合せ／消防ニセコ支署（四四一・二三五四）

二十九日の日です

一一九番は「火事と救急」の専用回線です。

一一九番で「今日の火事はどこですか」今日の当番病院はどこですかなど、時にはいたずら電話をする方がいます。

年末調整説明会を開催

サラリーマンにとって、年末調整は、確定申告に代わる大切な手続きです。

年末調整の仕組みや手続きについて説明会を開催します。

●日 時／11月20日(月)

14:00～16:00

●場 所／町民センター

一般研修室

●問合せ／俱知安税務署

☎22-1192

または役場税務課

☎44-2121

■11月11日から17日まで
税を知る週間です

11月の納税

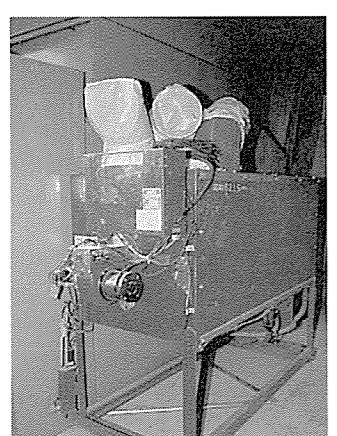
固定資産税 第4期

の納期です。納期限は27日(月)

口座振替の方は、通帳残高の確認をお願いします。

●お問い合わせは税務課まで ☎44-2121

●対象物品／温室用暖房機
一台（昭和六十年製）
ださい。



- 問合せ／総務課管財係
☎四四一・二二二二
担当＝斎藤
- 受付期間／十一月十七日(金)
- 売払方法／後日見積合を行い、最高価格者に払い下げます。

○11月・12月の法定更新時講習日程表○

会場	月	11月	12月
俱知安町 文化福祉センター	優良	日 時 14日(火) 13:15 28日(火) 13:15 14日(火) 14:00 28日(火) 14:00	12日(火) 11:00/13:15 26日(火) 11:00/13:15 12日(火) 14:00 26日(火) 14:00
	優良	日 時 28日(火) 13:15 14日(火) 14:00 28日(火) 14:00	26日(火) 11:00/13:15 12日(火) 14:00 26日(火) 14:00
	一般	日 時 14日(火) 14:00 28日(火) 14:00	12日(火) 14:00 26日(火) 14:00
	一般	日 時 28日(火) 14:00	26日(火) 14:00
ニセコ町公民館	優良	日 時 21日(木) 13:30	21日(木)
蘭越町 山村開発センター	優良	日 時 20日(水) 13:30	20日(水)
喜茂別町環境改善 センター	優良	日 時 10日(金) 13:30	
真狩村公民館	優良	日 時 2日(木) 15:00	

スポート

全町九人制バレー ボール大会開催します

本年度最後の地区別対抗による全町バレー・ボール大会を次のとおり開催します。各地区の代表として、多数の参加と応援をお願いします。

期日／十二月三日(日)

開会式／午前九時

会場／総合体育館

チーム編成／町民大運動

会と同様とします。

・年齢の起算は大会当日とし、男子十代から二十代

二人(学生を除く)、三十代三人、四十代以上一人(女子でも可)、女子一人(学生を除く)で構成します。

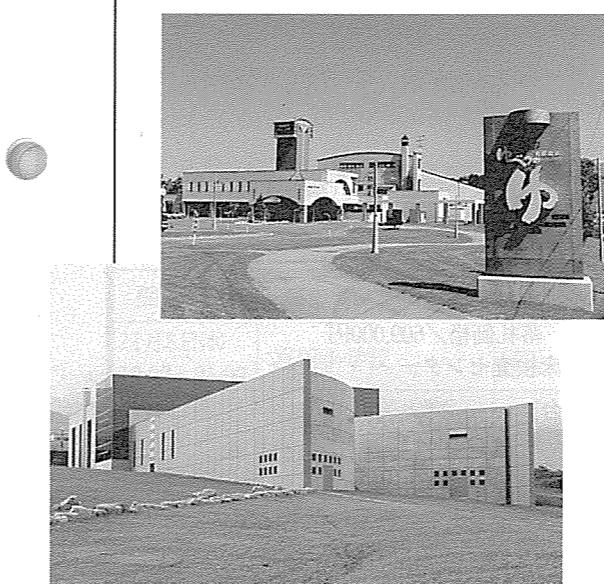
・上年代から下年代に下がることはできます。

・女子は九人中最高四人まで出場可能です。

●問合せ／総合体育館

担当＝松澤・佐野・坂本

後志広域広報
一私のまちのこんな場所ー



後志20市町村と後志支庁が協力して「広域広報のページ」を作っています。各地の魅力や話題を紹介します。

ゆったりゆべつのゆ（寿都町）

都温泉「ゆべつのゆ」は、広々とした浴場に多彩な湯船、燐々とあふれる陽射しの中、ゆっくりと心をお湯に浮かべると、それは最高のリラクゼーションタイムです。おだやかな秋の一日を名湯につかり、山々の紅葉を愛でながら自分だけのゆらり、ゆったり気分の秋を探しに来てください。

開館1周年を迎えて（共和町）

和町が誇る国際的画家、西村計雄氏の作品を収蔵している「西村計雄記念美術館」が、11月1日に開館1周年を迎えました。国内外で数々の文化賞を受賞し、91歳になった現在でも描き続ける画伯の作品をぜひご覧ください。

お問い合わせは、西村計雄記念美術館 ☎0135-71-2525



▲北海道町村会へ
出向中の福村主事

土曜講座

(平成11年4月から、職員1人を北海道町村会に派遣しています)

福村一広の北海道町村会レポート

札幌でも雪が降り、すっかり冬の気配を感じるようになりました。北海道町村会へ来てから約一年六ヶ月が経ち、残りもあと半年となりました。私自身にとって、この研修をより良いものとするため、残された時間の大切にしていきたいと思います。今回は町村会が主催している「土曜講座」についてご紹介します。

「土曜講座」は平成七年から毎年、北海道大学（法学部）を会場に四百五十人を超える方々の参加によって開催しています。町村職員、北海道職員だけでなく、一般の方々も数多く参加され、毎月一回、土曜日に大学の先生、市町村長や職員の方々を講師として招き、

札幌でも雪が降り、すっかり冬の気配を感じるようになりました。北海道町村会へ来てから約一年六ヶ月が経ち、残りもあと半年となりました。私自身にとって、この研修をより良いものとするため、残された時間の大切にしていきたいと思います。今回は町村会が主催している「土曜講座」についてご紹介します。

今年度の「土曜講座」は五月に開講し、十月で閉講しました。私も事務局の仕事を終えましたが、この二年間を振り返つてみると、受講生の時には見えなかつた会場準備のための椅子運び、モニターの設置、講義の記録などさまざまなことが思い出されます。数々の失敗もありましたが、とても楽しい時間を持てたと思っています。無事にその任を終えられたのも、職場のみなさまの助けがあったからだと思っています。感謝。

札幌でも雪が降り、すっかり冬の気配を感じるようになりました。北海道町村会へ来てから約一年六ヶ月が経ち、残りもあと半年となりました。私自身にとって、この研修をより良いものとするため、残された時間の大切にしていきたいと思います。今回は町村会が主催している「土曜講座」についてご紹介します。

「土曜講座」は平成七年

から

毎年

北海道大学（法

学部）を会場に四百五十人

を超える方々の参加によつて開催しています。

町村職

員、

北

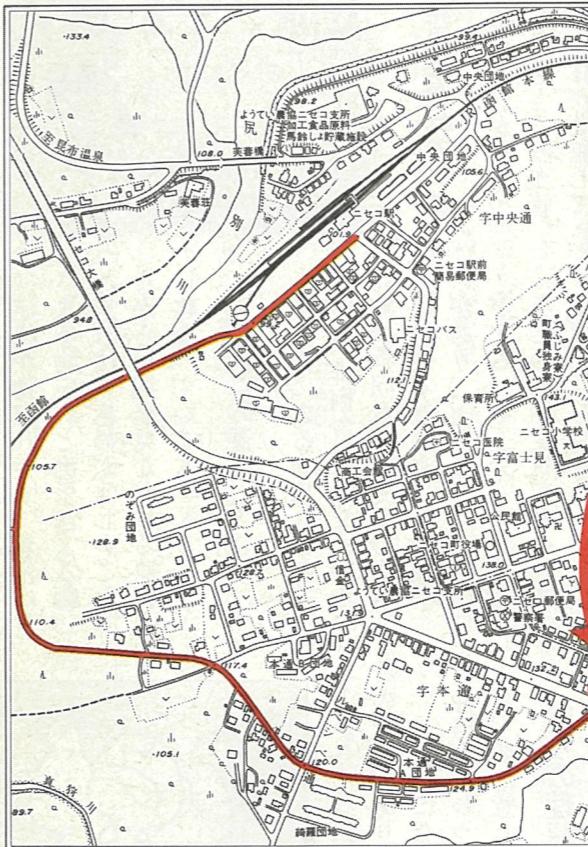
海

道

職

員、

あのころのニセコ



鉄道のレールをプレゼント

昭和12年から昭和28年まで、ニセコ町から真狩村まで『植民軌道』という鉄道が走っていました（地図の赤い線のところを通っていました）。

昨年8月には下水道管敷設工事で、矢印の場所を掘り返したところ、当時のレールの一部が出てきました。

①の写真

今回の話題は②の写真。これは、植民軌道のレールでつくった文鎮です。俱知安町在住の石井藤吉さん（72）が町に寄贈くださいました。石井さんは、趣味

でこのレールをたくさん所有しているとのこと。また、子どものころ、ニセコ町に住み、お母さんとよくこの鉄道を利用したそうです。雪の降り始めの11月、近藤付近の坂が登れず、乗客みんなで客車を押した思い出などを教えてくれました。

「なつかしく思う方もいるのでは」という石井さんの申し出もあり、この文鎮を先着5名にプレゼントします。ご希望の方は、広報広聴係へお越しください。



TO THE WORLD ニセコ町のホームページのアドレス
<http://www.town.niseko.hokkaido.jp> FOR THE WORLD

防運動に気をつけて。わかるか？ 秋の火災予

広報ニセコ 11月号

平成12年11月1日発行 第464号

編集発行 ニセコ町役場町民総合窓口課

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町

字富士見47番地

TEL 0136-44-2121

FAX 0136-44-3500

く読まれているという話を
せります。では、「そか
ぜ通信」はどうなのでし
う。「次かさず聴いてる」
「聴かないから機械をはず
している」などさまざまだ
と思います。

小さな町ほど広報紙は良
く読みます。では、「そか
ぜ通信」はどうなのでし
う。親しまれる情報収集の一
手段としての「そかぜ通
信」でありたい。（あ）

先月からちょっぴりメ
ディエンジンした「そか
ぜ通信」。親しまれる情報収集の一
手段としての「そかぜ通
信」でありたい。（あ）

編集後記



先月二十一日、町の産業
まつり会場で、ニセコ産の
酒が振る舞われた。

ニセコの米農家が手塩に
かけた酒米「初雪」がその

原料。まさにニセコ産の酒。

まつりのオープニングで酒

樽の鏡割り。会場には何と
もかぐわしい香りが漂つ。

一口含み、ロタに「香り

がいい」「うまい」の声。

酒の名前や発売時期はま
だ未定だが、ニセコの酒で

酔う日が楽しみだ（け）。

人の動き 人口 4,558人 男 2,206人 女 2,352人 世帯数 1,835世帯
(前月比+10) (前月比+3) (前月比+7) (前月比+9)

[平成12年9月末日現在住民基本台帳人口（）内は前月との比較]